

平成27年4月1日施行
平成27年7月31日一部改正
平成28年3月10日一部改正
平成28年6月28日一部改正
平成28年10月18日一部改正
平成29年3月23日一部改正
平成29年6月26日一部改正
平成30年3月22日一部改正
平成30年4月16日一部改正
平成30年6月26日一部改正
令和元年6月25日一部改正
令和2年3月30日一部改正
令和2年6月25日一部改正
令和3年3月29日一部改正
令和4年4月18日一部改正
令和4年10月24日一部改正
令和5年12月14日一部改正
令和6年10月29日一部改正
令和7年3月25日一部改正

あさぎり町広域協定運営委員会規則第30条に定める細則については、以下のとおりとする。

(1) - 1 各組織の活動に係る作業単価等について

		単 価	単 位
令和7年3月31日までの作業日当 ↓			
作業日当		1,000円	1時間
令和7年4月1日以降の作業日当 ↓ (どちらで支払うか作業日報に記入する)			
作業日当	軽微な作業	1,000円/h	※1h未満は500円/0.5h
	強度な作業	1,500円/h	草刈り・土砂上げなど
会議日当		2,000円以内	1回
機械損料	刈払機	1,500円以内	1回(燃料費含む) ただし、1,200円を超える場合は、刃は配布しないこととする。
	チェーンソー	1,500円以内	1回(燃料費含む)
	軽トラ	1,000円	1時間(燃料費含む) ※上限3,000円とする。
	ダンプ・トラック	4,000円以内	半日まで(燃料費含む)
		1,000円以内	以降1時間ごとに
	油圧ショベル (バックホウ・ユンボ)	4,000円以内	1時間(燃料費別)
	ホイローダー (タイヤショベル)		
	動力噴霧器	5,000円以内	1回(燃料費含む)
	ミスト機 (背負い式動噴)	500円以内	1時間(燃料費含む)
	小型耕運機(管理機)	1,500円以内	1回(燃料費含む)
	ブロアー	500円以内	1時間(燃料費含む)
	フォークリフト	1,000円以内	1時間(燃料費含む)

		単 価	単 位
機械損料	コンクリートミキサー	3,000円以内	1回(燃料費含む)
	歩行型草刈機 (動力モア)	2,000円以内	1時間(燃料費含む)
	トラッシュポンプ (エンジンポンプ)	400円以内	1時間(燃料費含む)
	バキュームカー(2.5t)	3,300円以内	1時間(燃料費および動力源のトラクター代含む)
	バーナー(カセットボンベ式・灯油式・プロパンガス式)	500円以内	1時間(燃料費含む)
	発電機 (0.85kVA~3.5kVA)	300円以内	1時間(燃料費含む)
	ディスクグラインダー (サンダー)	200円以内	1時間(刃代含む)
	農耕車両(作業)	あさぎり町作業受委託作業料金に準ずる	オペレーター代含む
	その他特殊機械	リース会社に準ずる	
	特殊資格手当	500円以内	1時間(日当と別に支給)但し、下記の特殊な資格を要する場合 ・車両系建設機械運転者(油圧ショベル・ホイールローダー) ・フォークリフト運転技能講習を受講
子供会等で参加した児童への支給	500円以内	人/回 ただし、文具・図書券・お菓子等とする。	
町外研修費	車両借り上げ料(リース)	実費分	
	車両借り上げ料(個人車)	2,000円以内	人吉・球磨郡内
		4,000円以内	人吉・球磨郡外
	運転手謝礼	2,000円	日帰り/日
	交通費(燃料費・高速代)	実費分	
	昼食・夜食費	支払不可	
	駐車料金	実費分	
	宿泊費	実費分	但し、ビジネスホテルクラスとする
	研修先への謝礼	3,000円以内	
	人吉・球磨郡内研修時の日当※		※作業日当に準ずるが、研修時間のみの支払とする
	人吉・球磨郡外研修時の日当	5,000円以内	
その他必要と認める経費	実費分	会長が認めるもの	
各組織・運営委員の役員報酬	別紙のとおり		

*燃料は満タンの状態で作業を開始し、無くなったら、燃料を購入して補充する。

*参加団体にシルバー人材センターを位置づけた場合、その日当等はシルバー人材センターの規定に準じることとする。

(1)-2 運営委員会 委員の活動に係る作業単価等について

費用弁償(運営委員会等の会議日当)	単 価	単 位
あさぎり町外	2,000円	1回
あさぎり町内	1,500円	1回